千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則（令和八年千葉県規則第五十八号）

○千葉県県税条例施行規則（平成十九年千葉県規則第三十七号）

改正後	改正前
（条例第五条第一項の規則で定める権限等） 第四条　条例第五条第一項に規定する規則で定める権限は、次の各号に掲げるものとする。 一～七　略 八　法第七十一条の二十五及び第七十二条の百十四の規定による関係都道府県との清算 九　法第七十二条の百十三第一項の規定による国への徴収取扱費の支払 十～十三　略 2～4　略 （条例第七十八条第一項の規則で定める場合） 第五十七条　条例第七十八条第一項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。 一・二　略 三　法第百四十六条第二項の使用者となった場合又は使用者でないこととなった場合 四　略	（条例第五条第一項の規則で定める権限等） 第四条　条例第五条第一項に規定する規則で定める権限は、次の各号に掲げるものとする。 一～七　略 八　法第七十二条の百十三第一項の規定による国への徴収取扱費の支払及び法第七十二条の百十四の規定による関係都道府県との清算 （新設） 九～十二　略 2～4　略 （条例第七十八条第一項の規則で定める場合） 第五十七条　条例第七十八条第一項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。 一・二　略 三　法第百四十六条第三項の使用者となった場合又は使用者でないこととなった場合 四　略

（改正後）

第三十八号様式

第　　号
年　月　日

様

千葉県　　県税事務所長　㊞

更 正 請 求 棄 却 通 知 書

さきに請求のあった下記の県税に係る更正については、次のとおりその請求を棄却しましたので、地方税法第20条の９の３第４項の規定により通知します。

税　　目	
更正請求年月日	年　　月　　日
更正請求の対象となった期別	年　　月分
棄却の理由	

注　この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副２通）は、なるべくこの処分を行った県税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考　法人県民税及び事業税にあっては、「更正請求の対象となった期別」欄中「期別」とあるのは、「事業年度」とすること。

（改正前）

第三十八号様式

第　　号
年　月　日

様

千葉県　県税事務所長
自動車税事務所長　㊞

更 正 請 求 棄 却 通 知 書

さきに請求のあった下記の県税に係る更正については、次のとおりその請求を棄却しましたので、地方税法第20条の９の３第４項の規定により通知します。

税　　目	
更正請求年月日	年　　月　　日
更正請求の対象となった期別	年　　月分
棄却の理由	

注　この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副２通）は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考　「更正請求の対象となった期別」欄中、「期別」とあるのは、法人県民税及び事業税にあっては「事業年度」と、自動車税の環境性能割にあっては「自動車の登録番号」とすること。